

（午後3時40分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は2点。

1点目、上下水道使用料金の問題点について。本来ならば、上水道と下水道、大項目二つに分けるべきかなと思ったんですけども、料金の問題という1点を質問したいということと、あと、下水道について1点聞きたかっただけなので、一つにまとめさせていただきました。よろしくをお願いします。

それでは、1番から読ませていただきます。上水道料金についてお聞きします。現状、橋本市水道事業会計において累積赤字の総額は約5億9,000万円あり、経営的には非常に苦しい状況のように思われます。しかし、留保資金額は約21億円あり、会計的な分類で考えると、赤字であるのは事実ですが、留保資金を収入へ繰り入れすれば、累積赤字は解消されるのではないのでしょうか。一般企業（上水道は企業会計）において累積赤字をこれほど抱える企業がこれほどの余剰金を所持するのは不可能です。このような事態をどのようにお考えでしょうか。

2点目、以前質問いたしましたが、上水道1㎡の原価算出方法は、本市ではフル償却で行っています。フル償却は自治体の多くが行っている手法であるのは事実です。黒字企業の場合は有利に作用しますが、赤字企業が

えば見せかけの赤字が増えるという現象が起こります。ここが先に述べた不可解な赤字を引き起こす要因の一つではないでしょうか。

さらに、給水原価においてフル償却での原価は、本当の意味での給水原価とは言えません。

料金の算出方法において原価が組み込まれていないのは理解いたしますが、水道料金を値下げできない大きな理由の一つとして、給水原価が使用料金より高いことが挙げられました。給水原価が下がれば、理論上値下げは可能と理解いたしますが、いかがでしょうか。

3点目です。次に、下水道使用料金についてお聞きします。下水道使用量が水道使用量とイコールであることに矛盾を感じます。下水道法における考えは理解いたしておりますが、著しくかけ離れていると認められているときは、何らかの措置が受けられるようにうたわれています。本市ではどのような場合該当するのか。また、どのような対策をとられているのか、お聞きいたします。

次、2点目です。大項目の2番です。今後必要とされる幼児教育のあり方。

本市の幼児教育はここ数年で大きく変化してきました。その変化の中心を担う施策がこども園計画であるのは周知の事実です。こども園計画により多くの変化が生まれていますが、行政の今まで以上の幼児教育を創造していきたいという思いがプラスの変化を生み出していると感じています。

しかし、その光が強ければ強いほど、影の部分はより濃くなってしまわないかと不安を感じます。その一つが、気になる子どもたちへの今後の対応です。現状、本市こ

も園が行っている気になる子どもへのバックアップは、同僚議員の一般質問で、今までと何ら変わらないと答弁されています。さらに、本市のバックアップは、県下他市と比べてトップクラスということも理解しています。

しかし、どうでしょうか。こども園計画は、よりすばらしい幼児教育を創造するために行っています。なのに、今後ますますニーズが増えると考えられる気になる子どもたちへのバックアップが現状のままであることに違和感を覚えます。

本市の子どもたちに係る幼児教育すべてにおいてレベルアップしていかなければ、本当の意味でのこども園計画の意味をなさないのではないのでしょうかと考え、以下質問いたします。

小項目の1番、今後、気になる子どもたちへのバックアップとして、新たな施策はあるのでしょうか。現状のままなのでしょうか。

小項目2番、こども園計画では指定管理者である法人が独自性の強い幼児教育を行いますが、気になる子どもへのバックアップは独自性のもとで行っているのでしょうか。または、本市の要綱に沿って行っているのでしょうか。

小項目3番、今後こども園計画において、気になる子どもたちへのバックアップを理念に掲げ行っている法人の選定が必要であると感じます。行政だけでは出せない特色を出すための施策であるこども園計画にとって、さらにそれを必要としている多くの保護者・子どもたちのために、こども園計画に沿ってつくり上げていくことは計画の大きな目的の一つではないのでしょうか。

以上です。明確な答弁、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君の質問項目1、上下水道使用料金に関する質問に対する

答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（野上義己君）登壇〕

○上下水道部長（野上義己君）はじめに、上下水道使用料金についてお答えします。

議員おただしのとおり、平成22年度で累積欠損金は確かに約5億9,000万円ありますが、ご存じのとおり、これは合併前の損益計算の赤字が積み上がってきたものであります。合併後は、給水人口の増加による給水収益の増収や繰上償還による支払利息等経費の削減により単年度黒字決算を行っており、これまでの欠損金も急速に解消してきているのが現状でございます。一方、現金預金として約21億円計上していますが、これはあくまで数多くの資産の中の一つであります。

水道事業では事業の継続性を保つため、定期的に施設の更新投資や災害等の不測の事態に対応するための資金も必要となります。本市の場合、この投資が計画より若干遅れていることから、本来、有形固定資産としてあるべき金額が現金預金という形で残っている状況にあります。このことは、総務省が毎年公表している水道事業経営指標からも本市の水道施設の老朽化が累計団体平均値よりもやや高い状況からしてもうかがえます。

また、一般会計の場合、現金の入りと出だけに着目した現金主義会計であり、結果、入りが少なく赤字となった場合、その分を借入金による現金で補てんすれば赤字が解消されます。しかし、発生主義会計を用いる公営企業会計は、損益計算上、累積欠損金があることと、貸借対照表の資産上、現金預金があることは別物でございます。会計制度上、ご指摘の現金預金を収入に繰り入れして欠損金を消すことはできないこととなっております。

続いて、一般企業では累積赤字を抱え、多

額の余剰金所持についてあり得ないとおただしですが、公営企業では民間企業と異なり、会計上、事業活動での収益的収支と工事等の資産形成のための活動による資本的収支を計上することとなり、構築物としての水道管のように、その耐用年数の40年間にわたり減価償却費を計上することができ、その分留保資金として積み上げができます。

よって、この資金については、余剰金ではなく、施設の更新投資等や企業債の償還に充てるために必要な大切な資産であると考えます。

次に、給水原価が使用料金より下がれば値下げは可能ではないかということですが、料金の値下げについては、まず、約5億9,000万円ある累積欠損金を解消しないことには、料金値下げにはつながりません。

累積欠損金解消の方法としては、資本剰余金の取り崩し、または単年度黒字による解消の方法がありますが、単年度黒字では年数がかかり、その途上で単年度赤字を計上する可能性もございます。

しかし、平成24年度の地方公営企業法の一部改正に伴い平成26年度よりフル償却を採用している場合、今までの国庫補助金分の減価償却見合い分を長期前払金として戻入して、一気に収益化できることが可能となり、ダムの補助金の分でも累積欠損金が解消し、なおかつ余剰分は利益剰余金として計上できることとなります。よって、この時点では料金の見直しはできるものと考えます。

しかし、給水原価は依然として料金単価を上回っている状況にあり、料金単価を下げれば単年度赤字を計上するおそれがあります。今までとは逆に、上述の利益剰余金により単年度赤字は解消されることとなりますが、ただ、今後懸念されることは、赤字を計上しても見かけ上は黒字経営となり、経営への危機

感が薄らぎ、約21億円ある現金預金を食いつぶしていくことが予測されます。

このことから、水道施設の更新事業も停滞し、また現金預金が目減りしてくれば起債が必要となり、それに伴い支払い利息が発生し、損益上、費用の増加が見込まれ、収益を圧迫することとなり、については、料金単価の値上げにつながる状況となります。

また、法改正による貸借対照表の組みかえもあることから、貸借上、債務超過に陥らないよう現金預金の額を注視し、経営状況を見きわめていく必要があります。

以上のことから、適正かつ効率的な運営を図るため、近く設置する予定であります水道事業懇話会において十分議論していきたいと考えます。

次に、下水道使用料金についてお答えします。

下水道使用量が上水道使用量とイコールであることに矛盾を感じられるのご質問ですが、現在、橋本市が行っている上水道使用量を下水道排除量と認定する方法については、全国のほとんどの自治体で実施されています。

上水道の蛇口から出た水は、そのほとんどが下水道に排除されています。例外として、飲用されるもの、庭木への散水や洗車、蒸発するものなどの下水道排除量とされない場合、一方、外部から持ち込まれる清涼飲料水等の飲食物が下水道に排出される場合がありますが、どちらの場合においても上水道使用量または下水道排除量からすればごくわずかと考えられます。

また、正確な下水道排除量を確定するには、各家庭の汚水排水口に排除量計量メーターを設置しなければなりません。しかし、下水道に流すものには汚物などの固形物が含まれていたり、上水道のように排水管が満水状態でないことから、正確に下水道排除量を測定す

ることは困難であります。

このようなことから、本市の農業集落排水のように、小規模な下水道施設では経営の安定化の目的で定額使用料を設置している場合がありますが、本市においても下水道の排除量については、全国のほとんどの自治体が採用している上水道の使用量を下水道の排除量とすることを条例で定めております。

次に、上水道使用量と下水道排除量に著しい差異がある場合の措置としましては、橋本市下水道条例第18条（使用量の算定方法）において、「製氷業その他の営業で使用する上水道使用量と下水道排除量とが著しく異なる場合は、公共下水道に排除した汚水の量及びその算出根拠を記載した申請書を提出していただき、排除量を認定する」ものとして定めています。

本市の場合においては、造園業や病院、学校プールなどに子メーターを設置し、下水道排除量を確定しています。また、井戸水等を使用している家庭では、一定期間の水量を計測した認定水量により下水道排除量を決めています。

以上、ご理解のほどよろしく申し上げます。

済みません。一部訂正をさせていただきます。今までの国庫補助金分の減価償却見合い分を長期、私、前払いと言いましたが、前受金です。訂正しておわび申し上げます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございました。

それでは、順を追ってというか、大体、前も一般質問させてもろうておるので、そういうお答えをいただくのはわかっているんです。

じゃ、ちょっとお聞きしたいんですけどね。1番と2番を一緒にやらせてもらいますけど

も、2番で僕が聞きたかったのは、原価を算出するときに、今フル償却やから、国庫補助金の分イコール9%の分も原価の中に組み込まれていますよね。原価の中に9%分組み込まれている数字で言うたら、今は原価のほうが高いという考え方はできるけども、9%分を除いてみなし償却をした場合は原価が9%下がるわけやから、原価のほうが安いのと違いますか。僕、それを言いたいんですよ。

今、何か話をごっちゃになつとるんやけども、フル償却の場合は、原価分は今出ている何がしという値段はほぼイコールですよ。ほんで、僕が一番そこにこだわるのは、みなし償却をした場合は9%分を省いた数字で原価を出さなあかんのやから約1割下がるわけでしょう。そしたら、原価のほうが安いわけですやんか。原価のほうが高いという話はおかしいんじゃないですか。ちょっとその辺整理して、もう一度お答えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）私の答弁の中でご理解をいただけなかったところがあるかと思えますけれども、本市の場合はフル償却と、これは議員もご理解いただいているところだと思います。これについて減価償却費の中に補助金も含まれてという考え方でございますので、当然、収益的支出の費用の中に組み込まれているということでございます。改めてみなし償却とすれば、岡議員言われるような形では原価は下がってきます。そのとおりです。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ということは、さっきから僕がずっと言うてるのは、何でこんなことを言うかということ、ちょっときつい言い方になるかもしれませんが、僕、累積赤字という言葉を言わなかったですね。累積欠損金があつて、さらに、ここにも書かせてもらい

ましたけども、原価が使用料金よりも高い、だから値下げはできませんというのが一番言われてきたんですよ、実際、事実。もちろん大滝ダムの問題が根本にあるから、大滝ダムの問題を根本的に解決せん限り、それは根本的な改善にはならないのは理解してますよ。ただ、その大滝ダムの問題に関しては、市長をはじめ、今まで上下水道部長何人もの方が県・国に対して努力していただいているのは非常に理解しているし、それは一朝一夕でできる問題じゃない。それは自分自身も理解しています。ただ、自分自身としては、今できることをせなあかんからこんな話をしている。それをずっと言うてきたのは、累積欠損金があつてできない。使用料金が原価のほうが高いからできない。それは確かにそうやと思いますわ。できへんと思う。

ただ、自分がそれについてちょっと勉強して一生懸命考えたんですけど、そしたら、先ほど部長からも答弁いただきましたけども、平成26年度には企業会計が変わって、国庫補助分が、言えば、そっちの減価償却のほうが利益が回るわけでしょう。そしたら、累積欠損金がどんどん消えていきますよね。累積欠損金がなくなるわけですよ、ほぼね。プラスに転じると思いますわ、計算上。僕もそう思います。そのときに、フル償却している部分、本当の原価を出そうと思えば、みなし償却。みなし償却に変えたときに、本当の原価が出ますやん。ほんまにかかっているコストってそうでしょう。フル償却と違うでしょう。みなし償却ですよ、ほんまにかかっているコストというのはね。国庫補助金は関係ないんやから。国庫補助金を省いたみなし償却で考えた場合、今までかかっておったコスト分の9%は実質下がるわけですよ、コストとしての。数字としてです。そしたら、僕は、今まで言われ続けてきたことがすべて反転するんやか

ら、料金は下がらなおかしいやないかという疑問を感じる。当たり前のことですよ。

ただね、部長おっしゃってることはようわかるんですよ。ここで、僕、何もそういった細かい言葉の端々をつかまえて、じゃ、値下げできるじゃないかということをお願いわけではない。僕が言いたいのは、これからお金が要ると言うてるのもわかるんですよ。

じゃ、まず、ここで1個聞きたいのは、これから事業の改修とか、いろいろせなあかんのはわかります。それについて今後どれぐらいの金額が必要なのかという見通しを教えてください。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）今後の見通しにつきましては、水道ビジョンにおける第5次拡張事業、議員もよくご存じかと思えますけれども、この総事業費が約99億円、大方100億円ほど要るわけですけども、これにプラス、東北の震災以降の関係でいきますと、施設の耐震補強、こういったものも含まれてきますので、100億円以上というふうな金額になるかと思えます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）じゃ、これから今後必要になってくるお金というのは、大体、答えとして出てるわけでしょう。僕、一番気になるのは式がないんです。じゃ、今のコストをいくらの価格にしていったら、今の経営状態でそのお金の金額を賄えていけるかという式がありませんやん。そしたら、実際、今決めてる価格というのはどうやって決めてるんですか。そういうランニングコストとかを含めて全部、将来的に必要な性のあるお金、今の経営状態も含めて決めてるんですか。違うでしょう。

公的企業会計やから、ちょっと僕もその辺は勉強不足でよく理解できないんですけど、

原価、コストのないところで価格を決めてるというのは、僕にはわからない。それが含まれてないというのは、自分は小さいながらも会社を経営してますけど、やっぱりコストっていうのは一番最初に頭に来るところなんでね、経営していく上に。それは入ってないといえども、今まで値下げできない理由に挙がってきてるんやから、一番の大きな壁やったというのは非常に理解できるんですけども、コストが使用料金の1㎡の価格よりも下がり、累積赤字が今後なくなってきた、じゃ、値下げできるのかと言ったら、いや、ランニングコストがかかるからできませんと。じゃ、ランニングコストはいくらかかるんですか。これだけかかります。わかってます。

じゃ、今の経営状態で黒字が出てますよね。公的企業やから、僕は何も黒字があかんとは言いませんよ。ただ、どれだけの黒字を出して、そして、これからの使用量の関係もありますけども、今後どういった事業展開をしていって、今の21億円という金額を取り崩して、最終的にまた値上げになれみたいな話をしとるんじゃないかと、じゃ、いくら単価やったらやっていけるというビジョンを持たなあかんと思うんですよ。そういう時期に来てると思うんです。

僕、これ、自分で言いながら、先ほども話をさせてもらいましたが、恐らく根本的な解決にはならないと思いますわ。もしかしたら下がらないかもしれないし、下がっても数%やと思います。ただ、その数%でも下げていかないと。県下でかなり高いでしょう。そういった状況をほっておかれへんから、僕は1%でも2%でも下げたいという気持ちで考えている。何も経営を圧迫してまで下げてくださいという話はしてないですよ。ただ、下げられる可能性があるんやったら、1%でも2%でも下げていかなあかんのちゃうかなと。

その中で、今まで壁になっていたのが企業会計で、累積欠損金という赤字と原価という、関係ないかもしれんけども、その部分というのは大きかった。それが解消されるのであれば、それは数字上の話やけどね。数字上の話やけども、解消されるんやったら、じゃ、いくらで価格をやったら今の企業会計を圧迫せずにできるのかというのを考えていってほしいと僕は思います。

僕、何でこれを質問させてもろうたかというたら、やっぱり式を今後立てていかなあかんと思うんですよ。いくらかかるというのはわかっているんやから、じゃ、今後どうやったら、その企業展開としていくらまでやったら市民の負担を少なくできるかというのを考えてこそその事業やと思う。これが一般企業やったら、もうけたらいいんですよ。水道事業というのは、企業会計といえども、そうではないでしょう。そういうところをやはりもう一度考え直してほしいので、もう一度この質問をさせてもらいました。

自分ばかりしゃべって申しわけないんですけどね。一朝一夕にはいかんと思います。平成26年からがらっと企業会計、一部変わって、赤字がどんどん消えていって。今度は見せかけの黒字が増えていくという形になりかねんので。その辺も含めて、今後、その式の部分をきっちり考えていただけるかどうか、答弁よろしくお願いします。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）これまでの一般質問で減価償却について質問をいただきまして、答弁もさせていただいているところでございます。本市の場合は、先ほども申しましたように、フル償却をとってございまして、議員がこれまで言われている給水原価に補助金が算入されるので、みなし償却にすれば原価は下がり、給水単価は下がるのではないかと

というおただしに對しまして、本市については、合併後、何とか収益ベースではプラスに転じてございますけれども、それまでは営業収益がマイナスである中で資本的投資また企業債の利息の支払いを補うためにフル償却で行ってきたという理由もございます。

今後は、企業会計制度の見直しに伴いまして、補助金により取得した固定資産の償却制度の変更も含め、議員のお言葉を借りて言うならば、営業収益に対する損益の分岐点がどのあたりにあるかという検討を行うとともに、社会情勢の変革もございますので、一定期間のスパンでの料金体系の構築が必要であると考えます。まずは累積欠損金の解消を行うべく、効率的な企業運営を行い、利益を積み上げながら営業収益の的確な分岐点を見定めた料金につなげていきたいと考えております。

また、今後は、水需要に合わせた施設の更新整備や水需要の低下が著しくなっております。今後新たな水の利用方法も当然検討していかなければならないと思っております。

また、先ほど議員おただしの中で、大滝ダムに関係もございまして、平成24年度末、今年度末には大滝ダムが正式に完成しまして、25年度よりダムの維持管理負担金が発生することになりますが、その管理負担金軽減策について、なかなか難しい問題ではありますが、県とタイアップしながら、現在、国土交通省へ鋭意協議中でございます。ちょっと見通しはついてきたかなというところもございまして、そういったところで国土交通省へ軽減策の話を進めさせてもらうとともに、最後に法改正による企業会計の制度の見直しに伴いまして、項目の内容を精査しまして、かつ給水原価を出して、今後の建設投資と営業費とを合わせた給水単価を決めていかなければならないと、このように考えてございます。

以上のことでご了解のほど、よろしくお願

いします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）本当に早急にやっかんことには、後手後手に回りますのでね。ぜひとも早く、今おっしゃったことを実行に移してやっていただければ、将来的にも、たとえ数%でも下がる可能性が出てくるんじゃないかと思っておりますのでね。ぜひともよろしくお願いたします。それから、少少きつい言い方になって大変申しわけなかったです。

続いて、3番。これ、自分で言いながら、非常に難しい問題やと自分も思います。自分もぱつと思ったときには、これは非常に理不尽やなと思うたんですけども、調べれば調べるほど、これは難しい。確かに質問して申しわけなかったなと思うぐらい難しい。ただ、自分の中では、やっぱりこれはどう考えてもイコールじゃないと思う。それはあり得ない。

いろんなところで調べたんですけどもね、同じような話ですわ。結局、ジュースを買ってきたら、捨てる分は水道料金と関係ないけども、下水道は使っているとか、そういった部分でいろんなところでいろんな話が出てくるんですけども、ただ1個気になるのは、都会型というのかな、都会で庭木に水をやるというような地域と、橋本みたいに、一軒家が多くて、お庭に結構草花を植えてる方、多いですわ。そういったところで使う水の量って全然違いますよね。そしたら、いろんなところでいろんなデータを見たんですけども、それも微々たるもんやというふうに書かれてはおるんですけども、それは地域のよって差があることも事実です。

じゃ、いろんな対応をしている、数件あったんですけど、水やり用に別に立水栓をつくって、別のメーターをつけてとやっているとこもあったんですけども、いろんなお話を聞いていると、結局は個人負担のコストがかか

ってしまって、そっちのコストと下水道料金とのコストの割合を考えたら、そっちのほうが高かったりとかね。結局、本末転倒になりかねんような話が結構、他府県でもありました。

自分として、解決方法は、じゃ、どうしたらいいのかなと本当に悩むんですけども、自分としても考えれば考えるほど難しい。自分が答えを持ってないのに、どうなんて聞くのもちょっと引けるんですけども、ただ、一つ言えることは、やっぱりイコールではないですよ、本当に。

微々たるものなのか、微々たるものじゃないのかという話になってくるんですけども、下水道法の判例はわかっています。裁判も起こって、下水道法の判例が正しいというような判決が出てるのも理解はしてるんですけども、やっぱりこれは考えていかなあかん問題やと思います。答弁いただくにも、恐らく、先ほどの答弁で精いっぱいやと思うんですけども、自分自身も考えるのでね。これも、今ちょうど下水道の審議会されてますので、やっぱりこういった問題も含めて考えていかなあかん問題やと思います。実際、よその市もイコールやからうちもイコールにしてるのやというような考え方では、この問題は一向に解決しないのでね。

これは要望になりますけども、ぜひとも、こういった問題も考えていただける、テーブルに載せていただければ、今後、下水道事業に関してもいろんな問題があるとは思いますが、一つ一つ解決の手がかりになると思います。自分自身も考えますので、ぜひとも今後ともこれについても考えてください。よろしく願いいたします。

これで1番の質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、幼児教育のあり方に関する質問に対する答弁を

求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）はじめに、今後、認定こども園で気になる子どもたちへのバックアップとして新たに行う施策はあるかとのおただしにお答えします。

橋本市の認定こども園では、これまでの公立保育園や公立幼稚園で培ってきたよところを継承しつつ、指定管理者の特色を生かした教育・保育を提供しています。

本市は、障がいのある子どもや気になる子どもの教育・保育について、過去から先進的な取り組みを進めており、子どもの発達や成長について専門的な知識を有する発達相談員を正規職員で2名配置するなど、県下でも例のない手厚い体制となっています。

また、保健師による乳幼児健診や発達相談員が連携をとりながら、子どもの発達の弱さなどを早い段階で見きわめ、その後ののびのび教室やフォローアップ教室などへつなげています。

さらに、発達相談員や保健師、保育士、教諭等による障がい乳幼児療育検討委員会が組織され、弱さを持った子どもの発達をどう支援していくかを検討し、たんぼぼ園への入所の可否や公立・私立にかかわらず保育園・認定こども園への障がい児加配保育士の配置調整なども行っています。

このように、市として系統的・組織的な取り組みを行うことにより、障がいのある子どもや気になる子ども、またその保護者にきめ細かく対応をまいりました。

認定こども園では、今まで積み上げてきた市の障がい児保育の継承はもとより、さらに法人独自の取り組みも実施しています。

例えば高野口こども園では、言語聴覚士による、弱さを持った子ども観察や保護者の相

談に積極的なかわりを持っていきます。具体的には、子どもと個別にカードを使った課題遊びをしたり、集団の中で一緒に遊んでその様子を観察し、その結果を毎回レポートに書き、それをもとに保護者との面談を行って、その子に合った助言をしています。

また、すみだこども園では、弱さを持った子どもの多くが足や指の末端の力が比較的弱いことに着目し、毎日のリズム体操や戸外散歩などを意識的に取り入れています。

議員おただしの市としての新たな取り組みは、現在のところ考えてはいませんが、市の求める障がい児保育や気になる子どもへの保育など、認定こども園での実施状況の把握や指導・助言を積極的に行っていかなければならないと考えています。

次に、気になる子どもたちへのバックアップは、指定管理者の独自性に任せているのか、市の要綱に沿っているのかのおただしですが、指定管理者と市との協定の中で障がいのある子どもたちについては、積極的に受け入れることとし、障がい児保育にあたっては橋本市障がい児保育事業実施要綱に基づき実施する旨が確認されていますので、基本的には公立保育園と同様の保育はもちろんのこと、先ほどご答弁した高野口こども園やすみだこども園の取り組みのように、指定管理者と市の協議の上で独自の事業にも取り組んでいただいています。

最後に、気になる子どもたちへのバックアップを理念に掲げている特色ある法人等を選定するつもりはあるのかのおただしについてお答えします。

これまで指定管理者の募集については、市内外を問わず、社会福祉法人または学校法人の法人格を有し、保育所または幼稚園を現に運営を行っている者としてきました。また、指定管理者の候補者選定は、学識経験者や地

域の代表者、保護者の代表、公募委員等による指定管理者選定委員会で決定されます。

すみだこども園の指定管理者選定の審査基準としては、こども園での適切な教育保育提供能力、指定管理業務を安定して行う能力、子育て支援及び地域との連携、給食について、こども園の収支及び危機・安全・衛生等の体制、円滑な引き継ぎ保育の確保、障がい児保育の考え方などの項目により採点され、安定的に良質な教育・保育を提供できる法人を選定しています。

障がい児保育や気になる子どもへの対応については、審査基準の障がい児保育の考え方等の項目により審査されています。特に気になる子どもへの対応を重視した保育を実践する法人を募集することについては可能であるとは考えますが、市といたしましては、さまざまな要素を含めた総合的な視点から指定管理者の募集、選定を行う必要があると考えています。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。僕、ちょっと書き方が悪かったのかな。1番、2番、3番、総括でやらせてもらいますけども、自分が言いたかったのは、何も気になる子どもたちのことだけを考えている法人を選んでくださいという話をしているのではなくて、総括的に見てもそういう部分で特出している、言うたら、特色のある教育を持たれるところをこちらからこちらのニーズとして募集したらどうですかという話をしたかった。

つまり、今現状、部長おっしゃったみたいに、いろんなところで選定基準を設けて、点数をつけて、点数と言ったらおかしいですかね。選ぶときに、僕らも議会で話は聞かせてもらいますけども。その中で気になる子ども

たちとか、今そういった問題になりつつある子どもたちの部分をより独自性をもって、しかも、本市が今までやっている要綱ももちろんこども園ではしてもらわねえですよね。プラスアルファの部分で独自性を持っているところの法人をこちらからのニーズで募集したらどうですかというお話をしたかったんです。

結局、一番気になるのは、こども園計画というのは、もともとさまざまなニーズに対応するわけでしょう。行政だけではできない多種多様な教育をするために公設民営という形をとっているんですよね。ということは、本当を言うと、いろんな法人が来て、自分が選定するときこここの法人がいいのではなくて、今本市にとってこういう法人が必要やからこういう法人に来てもらいたいという意識がないとニーズは埋まらないんですよ。僕はそない思う。

これをニーズと言っていいのかどうかというのは、ちょっと言葉が悪いと思います。ニーズではない。言うたら、必要とされている保護者の方がどんどん、橋本市内でも増えてきてるわけですね。僕は、そういった子どもたちが増えてるというのを行政側に教えていただきましたし、保護者の方からも教えていただいた。ということは、それは橋本市で必要としているんでしょう。必要としているのであれば、こちらから求めていくというのは大事と違いますの。そのためにこども園計画というのは選定してるわけでしょう。だから、僕は、必要なものは求めていってほしいと思うんですよ。何もここだけに特出したところに来てくれと言うてるんじゃないです。ほかの部分もちろん大事やから。

ただ、一つ言えるのは、こういった難しい問題に目が届いてる法人というのは、ほかの部分でもレベルが高い。個人的にですけど、そう思いますよ。実際何件か調べさせてもろ

うて、今後また自分も調べていかなあかんかなと思うんですけど、この部分だけじゃないですわ。ほかの部分もいろんな部分でレベルが高い。そういったところをやっぱり求めていかなあかんの違いますかということでも一般質問させてもろうとるので、そういったお考えはないですか、求めていくという。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）当然、議員のおっしゃるとおりでございます。先ほども説明しましたけども、私たちの法人を選定する一つの基準として、障がい児保育の考え方というものを特出して、あえてこの項目を挙げていくということは、やはり橋本市として障がい児保育の重要性を認識して、そういう法人に来ていただきたいという観点の中で、その項目を特出して審査基準の中に入れていくということでございますので、よろしく願います。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）それはよく理解します。橋本市の今までの対応が非常にレベルの高いものというのでも理解している。そして、今お聞きしましたけども、こども園計画によって、法人自身の特色を出したそういった教育も行われているというのはわかっています。そうじゃなくて、僕が言いたいのは、それは非常にすばらしいことやと思うんですよ。そうではなくて、こちらがそういうところの特出しているところの中でこちらから法人を選んでいくことはできへんのかというんです。

今のままで十分やから今のままでいいやないかというのは非常によく理解できるんやけども、今のままだもそれは十分かもしれませんよ。僕は、何も今の状態が悪いと言うてるわけではない。ただ、僕は、さらなる高みをめざすんやったら、こういう手法も必要ではないんですかと。僕、今のままだも何も悪いと

言うてませんよ。そういう話はしてないですよ。今の現状でも非常にレベルの高い教育がされているのは理解します。ただ、自分としては、もう一つさらなる高みをめざすのであれば、そういうことが必要じゃないんですかという話をさせてもらってるんです。

僕は、何て言うのかな、どこが十分だとか、どこまでが十分ではないかというような話をするつもりはないです。ただ、せっかく幼保一元、こども園計画をしてるんやから、さらなる高みをめざしてもいいんじゃないんですかというお話をしてるだけで、何も幼保一元の今の計画に反対してるわけではないし。今の計画に沿ってさらなる高みをめざすべきじゃないんですかというお話をさせてもろうとするのに、なぜこういう話になるのかなと、ちょっとわからないんですけども。何ら、僕、幼保一元の道筋に対して反対してるわけでもないですよ。そのやり方に沿ってさらなる高みに向かってやるべきじゃないんですかというお話をさせてもろうてるんですけど、できないんですかね。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）先ほどと同じような答弁になると思います。法人の選定につきましては、現に運営をしている法人というのが条件になってくるわけで、現に運営をしている法人といいますのが、既に障がい児保育にかかわっている法人ということで、その法人のいろいろな障がい児保育にかかわる取り組みを選定委員会としては非常にその点をヒアリングする中で、ここが一番いいんだということ判断した中で点数がつけられていくということになりますので、その関係でやっぱり障がい児保育というのを特出して一つの項目に挙げているということになるかと思えます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）僕の聞き方がちょっと悪いんでしょうね。求めていくことはできないんですか。僕、そこが一番気になるんですよ。自分たちで求めていくことはできないんですかね。市民のニーズとしてこういった話があって、そのニーズにこたえるために求めていくことはできないんですか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）実際、これ、求めているから審査基準に特出してらんです。その辺をよくご理解願いたい、かように思います。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）おっしゃるとおりですね、それは。僕の言い方も確かにそうかな。

何かちょっと思いの違いというか、全国的に見て、独自にいろいろ、本当に気になる子どもたちへの対応をメインに考えて、そして、しかも、ほかの教育というか、普通の子どもたちの対応も非常にレベルの高いところがある。僕は、言うたら、平均的にも全体的にレベルは高いんやけども、そういう気になる子どもたちの対応が特出しているところをこちらで求めていったらどうなんですかという考え。

そこで、先ほどボタンのかけ違いというか誤解があったんですけども、そこで気になる子どもたちのことだけを特出しているというのは言いたくない。ほかの部分でも特出してるんやけども、その中でも一番得意分野として気になる子どもたちの対応とか、今、橋本市内、全国どこでもそうですけども、そういう問題を抱えている子どもたちのことを本当に専門的に考えているところが一つでもあればいいんじゃないんですかということで、そういうところを求めていってもいいんじゃないんですかというお話をしたかったんです。

それは、求めているからそこに要綱に載っ

ておるのはわかるんですけども、もう一つ求めてもええんちゃうかな。もう一つですよ。もう一つ上を求めてもええん違うかなということ言いたかった。求めてはるのはわかっ
とるので。僕は、レベルの高いものを求めていくには、やっぱり求めていかないとレベルの高いものは手に入らないので、さらなるレベルの高いものを求めていってもええんじゃないかなと思って質問させてもろうと
るんですけど、方向性は一緒やと思うんですよ。だから、同じことを向いて話しとるから話が合えへんのかもしれませんけども、そういったレベルの高いところを特出しているところを選んでいくというのを市から独自として求めていくことはできへんのかなというのを言
いたいんですけど。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）その審査基準というのは、橋本市独自の基準でございますので、先ほどから言うてるように、橋本市として障がい児保育を重要視したいという考えの中で審査基準がつけられているということで、ただ、その中で、その法人なりのヒアリングなどを聞いて、そこでこの法人が障がい児保育に関して一番すぐれた能力を持っていると判断をすれば、当然、得点は高くなっていくというように考えてます。先ほどから同じ答弁の繰り返しになるかと思
います。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）何かそれは僕の求めてる答えなのかどうかというのはよくわからん
んですけども、同じ方向を向いてるんやろうなというのだけはわかるんですけども。

求めてるから点数も高くなるのもわかるけども、市民ニーズでこういうのが欲しい、言うたら、保護者間でこういったものが欲しいと声が上がりますよね。上がったら、そういったものを市がもし誘致するなり手に入れる

には、こちらから話をしていかなあかんのちゃうかなという。こちらから求めていかなあかんの違うかなと。来てもらって、点数が高いから。わかっ
とるんですよ、部長が言うてるの。求めてるからというの
はわかっ
とるんですよ。

そういう大きな意味ではなくて、こういうマクロの話で、こういった部分でこういった子どもたちのためにそこが特出しているところが欲しいんやというふう
に求めていってもええん
違いますかという話をしているだけ。言うてることは一緒やと思うんですけどね。だから、答弁聞いてもわかるんですよ。僕の言い方が悪いのかなというの
はわかるんやけども、僕が言うてるのは、特出している部分で求めていってもええん
違いますかという話をしています。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）私も審査委員の中へ入らせていただきました。そんな中で、気になる子どもが確かに多うな
ってるということ
ですけども、ち
ょうどたんぼぼ園と今の保育園の中間ぐらいのものをめざすような保育の中で環境が必要かという子ども、大部分がそう
じゃありません。走り回る子とか、友達と一緒につき合
いできない子とか、そして、大勢の中でやったら自己主張できないという
ような子で、ちょっと気にかけてい
かんなん子ということ
でございます。

そういうことで、議員の言われるめざす子ども園というのはどういうものかというのが、ちょっとイメージできにくいところがあります。そういうことで、特にその要綱の中でも大項目でそういうことは決めてござ
いますので、橋本市の障がい児保育の考え方というの
は、よその選定よりもかなりウエートを置いたものというように私たちも認識して
おります。

議員の言われるように、百歩譲って、障がい児保育がきちっとできる場所はすべての点で点が高いということで選定されるような仕組みになろうかと思っておりますので、その辺については、橋本市としましても障がい児保育にかなり重点を置いた選定をやっているということを理解していただきたいなと考えてございます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）済みません。堂々めぐりになるので、僕、もう一回出直したほうがええんかなと思いましたが。

わかっとなんです。もう時間がないので。わかっとなんですよ。非常にレベルの高いことをさせていただいておるのもわかっとなんです。それをさらにレベルを、高みを求めるためやったら、こちらから市内にあるニーズを吸い上げて、こちらからそのニーズに合うところを選定していくのに、今の求めているものよりもさらにもっと深いものを求めていったらどうですかと聞いている。求めてくれるのはわかっとなんです。さらに、もっともっと求めてほしいなと思う。それだけの話です。何も、そんな難しい話。

僕、こんなの言うたら申しわけないですけど、今求めていることが、じゃ、十分なのかと言われてたら、それで成長がとまりますやん。それで終わってしまいますよ。それ以上の進歩はないですよ。もっと求め続けていかなあかんから、さらなる高みを求めていってもらえることは可能なのかなというのを聞いたことだけで。求めているんですと言われてたら、わかっとなんです。そんなことは十分わかっとなんです。

ただ、さらなる高みを求めていってほしいので、さらなる進歩が欲しいので、もっと研究して、自分も勉強しますので、もっともっと求めていってくれますかということをお願い

とるだけで、何ら難しいことを聞いているつもりはないんですけどね。僕の言い方が悪かったんやったら謝りますけど。求めていくことは悪いことなんですかね。そんなことは僕言うてないですよ。部長も言うてない、わかっていますよ。ただ、求めていってほしい。今が十分ではない。僕はそう思う。何で十分じゃない。それはまだ上があるから。自分らのレベルが高いからじゃなくて、もっと高いところがあるから、もっと求めてほしい。だから、それを求めてくれますかと聞いとるだけの話です。それだけです。答弁いただけますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）議員のおっしゃることはそのとおりです。もちろん障がい児保育だけじゃないですけども、総合的に判断せんなんですけども、特に障がい児保育というのは橋本市では重要視していますので、その辺をやはり高いところをめざすというのが市の基本的な姿勢です。考え方です。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）僕の言い方が悪くて時間がかかりましたけど、僕が聞きたかったのはそれだけです。ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君の一般質問は終わりました。

○議長（井上勝彦君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明9月12日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さんでございました。

（午後4時41分 延会）